

統計委員会  
国民経済計算部会ストック専門委員会  
第3回議事録

大臣官房統計委員会担当室

## 統計委員会 国民経済計算部会 第3回ストック専門委員会 議事録

1. 日 時 平成21年9月15日(火) 10:00～12:02

2. 場 所 第4合同庁舎・共用第4特別会議室(406号室)

3. 出席者

(委員)

高木委員長、井出専門委員、中村臨時委員、野村委員、宮川専門委員

(審議協力者)

財務省、農林水産省、国土交通省、日本銀行

(内閣府(事務局))

岩田経済社会総合研究所長、乾統計委員会担当室長、中藤経済社会総合研究所次長、私市総括政策研究官、市川総務部長、豊田国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、広田国民支出課長、百瀬国民資産課長、松谷価格分析課長、大橋地域・特定勘定課長、二上企画調査課研究専門職

4. 議 事

(1) 新たな資本統計の開発・整備への取り組みについて

(2) 個別案件への取り組みについて

(3) その他

5. 配布資料

資料1 新たな資本統計の開発・整備への取組みについて

資料2 自社開発ソフトウェア及び育成資産の検討状況

資料3-1 項目別課題

資料3-2 項目別課題の参考資料

(参考) 1980年遡及国民経済計算確報(ストック編)ポイント

国民資産課長 それでは、第3回「ストック専門委員会」を開会いたします。  
お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

座席表、資料としましては、資料1、2、3-1、3-2、参考まであります。  
もし不足がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

それでは、委員長、お願いします。

高木委員長 それでは「第3回ストック専門委員会」の議事に入りたいと思います。

議題1「新たな資本統計の開発・整備への取り組みについて」、事務局より御説明をお願いいたします。

国民資産課長 それでは、最初の「新たな資本統計の開発・整備への取り組みについて」ということで、進捗状況等を御説明したいと思います。

この資料1をごらんいただきたいのですが、前半部分に関しましては、前回、野村委員の方から、今回やっております資本プロジェクトの関係を紹介していただいたものをベースに進捗状況を追加しているということでございます。そしてそれをこちらのSNAの本体に導入しようとするときに、検討の必要のある抱えている課題等もありますので、そういう部分を中心に説明したいと思います。

1ページの冒頭に基本的な方向性があります。公的統計の整備に関する基本的計画が3月に閣議決定で出ておりまして、そこでのストック統計の整備、取組みの方向性への対応になっていくわけです。

復習的にこの枠に触れておきますと、「資本ストックについては、恒久棚卸法を中心とする標準的な手法により、フロー（投資額）と統合的な統計を体系的に整備し、資産別及び産業別の推計を実施する。また、設備投資構造のより詳細な把握が可能となるように、既存の一次統計を見直すとともに、除却・償却分布の資産別把握について行政記録情報等や民間データの活用を含め調査研究を実施する。さらに恒久棚卸法を補完する方法として、物的接近法などによる推計を活用し、その精度を相互に比較する。」

こういうことになっておりまして、それへの対応ということで、資本プロジェクトの方では3つの方向性、下にABCと書いておりますけれども、「フレームワークの再構築」、「分類体系の見直し」、「実証的基盤の構築」を行うことになり、それを更にブレイクダウンしています。フレームワークに関しましては、生産資産表、これはコモ法と資本統計の接合ということで、最初の段階では固定資本マトリックス、生産者価格の建設迂回分戻し、購入者価格の部分、移転費用等を別途推計してそれに加算するもの、そこまで固定資本マトリックスに関係し、そういうものを整備しつつ、資本ストックマトリックス、これは新設投資、新設取得資産、更に進んで既存の資産取引後のストックマトリックスをつくることになっています。

公表のタイミングに合わせた構造設計の部分に関しましては、こちらの「SNA、

計算部でやっております SNA の推計の段階、これは基準改定、I - O 表や国勢調査等、基本とすべきデータが詳細に整備されるその年に基準改定基準としての値としてのベースをつくり、それを基本としまして年次推計 ANA、確報、確々報の数字をつくる。更に年次推計値をベースにして QE の推計、QNA を推計する。

こういう段階を踏んで一般的には推計が進むわけですが、当面の目標ということでは、17 年基準改定時に時価評価による制度部門別固定資本減耗計数を提供することを設計に織り込みつつ取り組むということになっていきます。

この織り込み方につきましては、また後ほど課題等がありますので、御説明したいと思います。

「B 分類体系の見直し」というところで、資産分類の細分化、資本形成主体、これは制度部門別のもの、更に制度部門別のものを経済活動別分類で分けている。そして、従来からある付加価値法との連携もとっていく必要がある。制度部門別に関しては、当面ここで取り組むフレームは、7 制度部門、これは通常の 5 制度部門に非金融、金融の部門を民間、公的に分けますので、2 つ増えまして、7 制度部門というものを当面の対象としている。

経済活動別分類に関しましては、結果を関係する推計に利用できるようにしている。当面は民間企業資本ストック、SNA 年報フロー編の付表 2 あるいは主要系列表 3 の分類に関係しますが、生産勘定作業分類を目指しながら、その分類にも対応していくということを考えております。

恐縮ですが、付表の分類に関しましては、飛びますけれど、この資料の ページを見ていただきますと、その表側に分類項目があります。これは小計の前までの分類数は 26 分類があります。この表で上の数字が入っている部分の表頭の左から 4 つ目のところに「固定資本減耗(4)」という列の欄があります。この位置に新たな時価評価による固定資本減耗の数字を入れていくということになってきて、その区分にあわせた分類を通して行うということになります。

ページが「主要系列表 3」ということで、これは、「経済活動別国内総生産」ということで、先ほどの の表でいきますと、左から 3 番目の(3)の欄の数字を時系列的に表示している。この分類を細かいところだけ勘定しますと 42 分類あります。表章のためには、この辺を意識して取り組むことになるということでございます。

ページに戻っていただきまして、「実証的基盤の構築」ということで、除却分布とかそういうものを新たに把握しながらベンチマークストック、物的アプローチ、この辺をやっていかなければいけない。

設備投資調査自体は、いろいろ一次統計がありますけれども、分類が違ったり、項目の内容が違ったり、当然のことですが、同じ設備投資でも中身が違いますので、そういうところでの検証等も進めながら取り組んでいくということでございます。

います。

大きな2番目、「現行の作業および検討課題」ということで、そこに今もちょっと触れましたけれども、公表のタイミングに合わせた設計が必要ということで、各段階に応じたデータとそのフレームというものを意識しながら、フレームをつくっておくということです。個別に見ていけば、「その他」にはベンチマークという意味では、国富調査も意識する。ここに入ってくると思います。

社会資本の区分は、別途推計されているものを使っていく。課題があれば検討していくということになります。

2.1 タイミングの中の「(3) 基準改定時に長期遡及を実施」という部分に關しまして、その導入に関しては、PIMによる長期系列を実行していきますので、考え方も計数も相当大きく変わる。

当面は時価評価の減耗の導入というところが、17年基準改定で課題になってくるわけですが、その導入に關しましては、そういう大きく概念も計数も変わってくるということを考えれば、一応全体を基準改定で、計数的には導入するのしょうけれども、基準改定の導入時には12年以降としても長くて9年分の導入です。ここでは昭和30(1955)年以降、1955年にさかのぼって推計するということになりますので、その数字は事前につくっておいて、それを17年基準改定時にこちらに近い10年分ぐらいを出して、そして80年遡及がその後に行われますので、そのときには残りの計数を出していくという手順になるのではないかとこのところでございます。

また、この点には課題のところでも触れたいと思います。

ページの2.2に行きますと、これはそこで資本形成としての制度部門、2.3の方では産業別にそれを把握していくということになってまいります。この部分に關しましても、いろいろなデータ、その他資料があり、資料により概念等がいろんな形でばらばらな部分がありますので、概念範囲の検証等が非常に大変になっているところでございます。

一部、現行の推計方法とそういうところで差が出て、課題があるということがあれば、そういう課題がある部分を新しい推計の中では修正しながら、また同じ形で使える手法があるということであれば、そのあとはまた現行のものを使いながら、より精度の高い計数を推計していくということになっていくと思います。

2.4のところ、「資産別総固定資本形成」というところがありますが、ここはこの前も少し説明がありましたように、別途、コモ法の関係での長期系列の数字がありまして、そちらの方で概念等を見直している部分がある。そういう推計が行われていない部分、ここで言えば2.4(1)所有権移転費用とか、そういう新たな課題の部分に取り組んでいるということでございます。

2.5では、今も出ましたコモ法との接合を考えているということで、これは前

にも説明がありましたけれども、 ページのところには全体の生産資産表のイメージ図ということでありまして、そこをまとめればこういうところに入ってくる。先ほどの所有権移転費用のところも、左側の項目の下の方にありますが、そういう部分を整備しておくという体系を1図で示しているというところでございます。

ページは、課題の確認と論点ということで、先ほども出てきた部分もあり少し重なりますが、まとめています。当面の対応としては、3.1のところでは「17年基準改定に向けての当面の課題」ということで、時価評価による固定資本減耗の推計をしていく。それを17年基準改定で盛り込んでいくということですが、このところで、資本プロジェクトの方では、制度部門別の時価評価の固定資本減耗を推計する。

先ほども後ろの方で附表の2などを見ましたけれども、産業別の推計も必要になってくるということで、その分類を目指して制度部門別に産業部門別の附表2を目指しながら、ここでもやろうとしていますけれども、実際の検証とかそういうものに時間がかかって、必ずしも産業分類までは公表に耐え得る計数が出ない可能性もあります。その場合にはここで一応考えているのは、ベースが違うことにはなりませんけれども、分割指標としては、従来の簿価ベースの減耗額を用いて、制度部門別時価評価の減耗の内訳としてはその構成比で分割するというのも、やむを得ないのではないかと考えております。

支出系列に関しましても同様に、法人と個人に分けるとか、そういう部分がありますので、その部分も時価評価の被分割減耗額を補助系列の簿価ベースの計数で分けざるを得ないのではないかと考えております。

上の(1)で分割をしたり直接に推計するなどして計数が固まったときに、それを本体系への導入を図っていくこととなります。そのときの導入の仕方は、先ほども申し上げましたけれども、1955年まで全体をつくっておいて、あとはそこから最近時点の基準改定に必要な計数を出し、それから80年遡及のときに残りを出すというようにしています。

3.2 22年基準改定のところで、課題ということで書きましたが、そこも今のタイミングの話を書いてありまして、22年基準改定では時価評価の減耗だけでなく、全体の計数をPIMで推計した計数で盛り込んでいきたい。そのときには全体を推計して、それぞれのタイミングに応じて導入していく。

そのときに課題がそれだけでいいのかということがありまして、それを ページの上から5、6行目のところに があります。なおこの場合、基準改定のときに、例えば17年度基準改定では時価表示評価の減耗を入れるわけですが、それは遡及が、12年以降の計数に関して遡及してそれを公表する。そうすると12年と11年の間に断層が出てくる。その背景には、30年までさかのぼった計数を持っているけれど、そのタイミングではないので、それは持ち続けて、80年遡及のときに

は残りを入れていくということなのだけれども、11年と12年の断層はそのままでもいいのかということも、課題になると思います。

最後のところ(2)は、データを収集するには、いろいろ先ほどもありましたように、制度部門別別、産業別、財別という区別で、期間も広がりますので、それは簡単な作業ではないだろうけれども、取り組んでいくというところでございます。説明は以上です。

高木委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの、「新たな資本統計の開発・整備への取り組みに」に関する説明に、御質問がございましたら、自由に御発言いただきたいと思います。

御発言をされる場合には、委員の先生方の前にありますネームプレートを立てていただくようお願いいたします。ネームプレートが立っている方を順次指名させていただきますので、指名がありました後、御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、何か意見等がありましたら、お願いいたします。

井出先生。

井出委員 説明をありがとうございます。国民経済計算自体ではないのですが、地方分権なども考えまして、県民経済計算の方は、どういうふうになっていくのかということが見えないので、よろしくお願いいたします。

高木委員長 いかがでしょうか。県民経済計算。

地域・特定勘定課長 県民経済計算の方は、国民経済計算の方向性を見ながら、検討していくという状況でございます。

高木委員長 県民経済計算は、国民経済計算と違っていろんな指標が不足しています。だからケースによって、項目がかなり違ってきます。だからここでどの項目がどうこうということはお答えできないのですが、そういうことを勘案してやられると思います。

宮川委員、お願いします。

宮川委員 2点お伺いします。前回から会議の期間が空いていたので、私の記憶が薄れているところがあるのですが、前回も多分同じような形で工程表みたいなものを見せていただいたような気がします。そこで、今回のいわゆる新たな資本統計の開発整備への取組みと、前回示していただいた工程表との関係について、ちょっと御説明をいただけますか。

もう一つは、一番最初にある、「公的統計の整備に関する基本的な計画」という閣議決定の中で、「国際比較可能性の確保・向上」というところが決定されているわけですが、今、御説明された中で、「国際比較可能性の確保・向上」というのは、どういうところに生かされているのでしょうか。

高木委員長 いかがでしょうか。両方とも大事なことだと思います。工程の話も、

後ろの方だと平成 22 年基準改定なんていうのが出てきますから、かなり飛んだ話も出てきますので、重要かと思えます。よろしくをお願いします。

国民資産課長 工程表の部分に関しましては、前回 3 月 17 日に第 2 回の委員会をやったわけですが、それ以降、大きな変更があるということではなくて、その方向で取り組んでいるところです。

その取り組んでいる中で、いろいろ課題もあるので、スケジュール、工程を守らなければいけない範囲で、場合によってはこれ以上は細かいことはできないとか、そういうところを勘案しながら取り組んでいるところでございます。

作業的には、これは別途委託研究でもしているところですが、年度の終わる時点では、時価評価による減耗の計数を制度部門別、できたらさっきの付表 2 の分類で出していきたいという部分があります。

それから、国際比較の関係に関しましては、これはストック全体が P I M で推計していくということで、その部分に関しましては、国際的に同じ手法になっていくだろうということです。

ほかの国でどういう個別の部分がどうなっているかというところは、一部調査したところもありますけれど、全体のフレームとしての比較というのは、まだ十分でない状態でございます。

以上です。

高木委員長 よろしいですか。

では、宮川委員、お願いします。

宮川委員 今ので大体結構だと思います。今おっしゃったようなベンチマークイヤー法から、P I M 法への切り替えについても、これまでの関係との整合性とか、いろいろ 17 年基準の改定、22 年基準改定についても書かれていると思うのですが、先ほどおっしゃったように、各国とも資本ストック統計について、大きく過去から変更があると思います。

例えばアメリカでも、1990 年代に B E A は、大きく推計方法も変えていますし、恐らく他の国とも 93 S N A に切り替わったときに、大きく数値が変わってきていると思います。そういうときの経験や統計局の対応の仕方などというものも調べられるといいのではないかなと思います。

いずれ切り替えていくときには、どうしても数値とかは変わっていくわけですから、そうした各国の経験というのでも調べておかれて対応されるといいのではないかとこのように考えています。

国際比較の問題については、私の記憶では、前回、例えば新しい 08 S N A の問題への対応の仕方とかも考慮されていたように思います。ちょっと手元に資料がなくて申し訳ないのですが、そうしたことは、仕事量の問題もあるかと思いますが、そうしたことが、更に 5 年後まで含めてどういうふうに考えておられるのかと



いうのを、もう少し聞きたかったと思います。

高木委員長 今の件について、いかがですか。

国民資産課長 本格的に取り組むという部分に関しましては、08 S N A の変更点もできるだけ盛り込んでいけるように、検討をしていきたい。あるいは課題としてそういう部分が出てきたときには、またこういう場で御議論をいただくということで、08 S N A をできるだけ取り組んでいくという方向は、意識しております。

高木委員長 よろしいですか。

では、中村委員、お願いします。

中村委員 はい。2、3確認したい点があります。

ページの一番下の 、特に の網かけの部分について確認したいのですが、これはベンチマークイヤーから P I M で「推計方法の抜本的な変更となるため、基準改定時に」とおっしゃっているのは、これは 22 年基準改定時、2010 年改定ということですね。あとの 4 枚目との関係から言うとそういうことになるのですね。

国民資産課長 明確に書いておらずすみません。課題としては 17 年基準改定するときであっても、時価評価の固定資本減耗を導入している。そうしたら導入時の課題としては同じ状態になるし、22 年基準改定では本格的に取り組むと。そうしたらほとんどの部分が、この対象になってくるので、断層が多くの箇所が生ずることになる。

中村委員 2つあるのですか。

国民資産課長 はい。17 年基準改定するときも減耗に関しては断層が出てきてしまう。どういう対応をしたらいいのか、という課題です。

中村委員 さっきおっしゃった 11 年と 12 年の間の断層というのは、平成の話ですね。ですから 1999 年と 2000 年の間のということは、公表するのは 2000 年以降ということになるわけですか。

国民資産課長 対象年に関しては個人的にでもないのかもしれませんが、従来のやり方からしますと、従来といっても前回は少し違ったのかもしれませんが、17 年基準改定ときは、計数を遡って変わってくるのは 12 年まで変わってくるのではないかと考えているところですので、12 年か 13 年かという議論はあるのかもしれませんが、12 年まで遡るという理解です。

中村委員 17 年基準改定でも、2000 年までは P I M 法による計数が出てくると。

国民資産課長 はい。時価評価による固定資本減耗に関してはそのように考えています。

中村委員 減耗が出てくる。それ以前は、前のものがある。計算はしているんだけれども、2000 年以前は出さないということですか。

国民資産課長 そういうフレームといいますか、基準改定の計数の出し方は、そ

ういう形でやっています。

中村委員 なぜ出さないという選択になるのか、私はわからないのですが。

それとその次の80年遡及時というのは、いつのことなのでしょう。残りの箇所というのは2000年以前、1955年までということではなくて、80年までということでしょうか。

国民資産課長 この場合も多分80年遡及ですから、80年までの遡及になります。17年基準改定ですと基準改定が終わって2、3年後には、80年まで再度17年基準改定の遡及ということでやると思います。そのときは80年までは入れて、今度80年と79年の間は、公式の数字、公式のという言い方はおかしいのかもしれませんが、68SNA時代の計数があって、それをどういう形で利用するかというのは、また工夫して使っていただくということかもしれませんが、そこには断層が残るということです。

中村委員 宮川委員もおっしゃったように、ストック推計というのは、かなり変わっても致し方ないものだと思いますので、せっかく2000年以前の計数を計算されておられるのであれば、それを出さないというのではなく、出さないよりは出した方がいいと、私はそのように考えます。

高木委員長 それについてどうですか。

国民資産課長 それでは、そういう御意見も参考にさせていただきつつ、また判断は実際に数字をつくって、それで大きい系列で見ていただくなりして、それは、こういう形で公表したらどうかとかいう御議論をいただくということになるかもしれません。参考にさせていただきます。

高木委員長 そうですね。実際にあるのだから、出さないというのがちょっとわかりにくいのだと思います。

それでは、野村委員、お願いします。

野村委員 私も今の点に関しては、基本的に出していくような方向の方がよろしいかと思います。御批判をいただいたり、ユーザーのためにもそういう形にさせていただいてはどうかと思います。もちろん数字が出てきた後の検討と思います。

国際比較可能性の部分ですが、少し御議論をいただきたい部分であると思います。先ほど宮川先生の方から、97年のBEAの改定の話もありました。もっとも、一番大きなBEAの改定は何かといえば、償却率をコンスタントで直接与えてしまって、投資額から純資本ストックまで一気に解いてしまうという形で、グロスのストックをスキップするということであったと思います。伝統的にはサバイバルファンクションみたいなものを与えて、グロスストックを出して、そこにディケイ(decay)といますか、償却を考えてという形で純資本ストックを提供するという形のツーステップになっていたわけですが、それをワンステップに変えてしまったということだと思います。

それは果して日本の今の現状としまして、ここのストック委員会でも、私の知るだけでも数年間、議論されてきたのだと思いますが、日本にある国富調査に関する考え方、あるいは信頼みたいなものもございます。物的なストックの統計との対応をどこでチェックすることができるんだろうかというところ、やはり純資本ストックではなくて総資本ストック、グロスのところだったら、まだ物的なストックとの対応をチェックする場所があるかもしれない。それは特に建設物とかあるいは特殊な工作機械とかそういうものであると思いますが、そういう可能性としてはグロスを経由するかと。グロスストックもやはり推計するかどうかというところが、課題になっているのではないかと思います。

そういう意味では国際比較可能性という意味では、百瀬課長から御紹介がりましたが、固定資本減耗の時価評価が一番大きな課題でしょうし、P I Mに基づいた統合的なフレームワークと、資産側の目と資本所有主体側の目が完全に統合的に推計されるという意味で、国際的なフレームワークに基づいて推計しようとしています。

あるいは所有権移転費用等も、O E C D 諸国ではほとんどすべて推計されているわけですが、日本では抜け落ちていた。余り指摘もされていなかった部分で、その分に関しても、1兆円から2兆円ぐらい多くなっていく。その分、G D Pが増加します。

また、少額資産についても、やっていない国もまだあるみたいですが、カナダ等では推計されていると思います。

そういうものに対応していくという意味で、国際比較可能性の保持が大分できてきているかなと思うのですが、大きなところではグロスの方は、どちらにもっていくかというところが、1つの大きな課題だろうと思います。

なお、O E C Dのキャピタルマニュアルでも大きく改定されて、来月に出版されるみたいですが、一応グロスキャピタルストックを完全に排除するようなことはせずに、グロスとネットという体系の中でとらえていくというようなものと、もちろんネットに直接とらえていくという姿と、両方を併記するような形になっていると思います。そういう意味で、国際的なアプローチを参照しながら、日本としての良さ、できるだけオブザベーション（観察）と対応したような形で、P I Mも存在するようなことの検証ができるようなフレームワークを残すことが重要なのかなと思います。

少しコメントみたいなことでした。

3ページ目の2.4のところ、1点つけ加えさせていただきたいのですが、2.4資産別総固定資本形成のところ、(1)～(4)まで入れておりましたが、最も大きなものは恐らく5番目というか建設物のことだと思います。コモの長期時系列データの方では、建設物を除いておりますので、その建設物とインフラ部門、ストック

としましてはインフラの推計は非常に難しい部分があります。民営化の影響もありますので、公的部門の格付けの問題もあります。

そういう意味で公的の建設物といいますが、民間の建設物、インフラストラクチャーというところの中で、大体 30 部門とか 40 部門ぐらいの建設物の資産が計上されるというところの推計が、追加的に入ってくるのかなと思います。

宮川委員 私は別にグロスをやめるとか、そういうことを言っているわけではなくて、ただいまはグロスしか出ていないわけですね。そういう意味では民間企業資本ストック統計の方ではです。

ですから、両方を比較できるようにするのであれば、ネットの方を出されるというのは、別に構わないと、私は思います。

ただ、1つは 97 年の B E A とか、93 S N A の導入というのは各国とも行っていて、そういうときに多分統計局も、数値が変わっていくことについて、いろいろな反応があると思うのです。ただ、これまでの議論を見ているとこれまでの系列との整合性というものを気にされているようなので、そうした各国の経験とかをいろいろお調べになって、これはこういう理由で変えて、こういう対応をしているというようなことを学ばればいいのかというふうに思っているだけです。

なにもアメリカ流に合わせると言っているわけではなくて、比較可能な部分は比較可能な部分のデータを出すべきだと思いますけれども、もちろん、今、野村さんがおっしゃったようにグロスを残す理由というものがあれば、それはそれで併記すればいいわけで、別にそこを言っているわけではないわけです。

高木委員長 よろしいですか。

では僕の方から 1 つ。やはり幾つか並べられていますが、最優先課題というのがあるわけですね。それはどこにあるのですか。

例えば、 ページに平成 17 年基準改定に向けての当面の課題、これが多分最優先なんでしょうか。これは来年の 3 月までにやるというふうに理解していいのですか。

国民資産課長 現在、資本プロジェクトの方で作業をしておりますので、年度末には、一応試算値のようなもの出てきて、それをまた検証したり、どこまで使えるのかフィードバックもあると思いますし、そういう過程を経て数字を固めていきたいということです。

高木委員長 ほかに何か御質問ございますか。

次の議題の個別案件の検討に入りたいと思います。

優先して扱うことになっている平成 17 年基準改定に関するアンケートの 1 つに、自社開発のソフトウェアと育成資産があります。前回の委員会で説明が必ずしも十分でなかったということで、事務局より補足説明があります。

それでは、事務局の方、説明をお願いします。

企画調査課研究専門職 本件については、今、推計作業中ということでございます。計数ができて、ある程度計数の評価等も含めた上で、御報告をと思っておりますけれども、今、委員長からありましたとおり、そもそもどういうフレームかもう一度説明しなさいということですので、資料2に沿って説明をさせていただきます。

これまでの状況ですけれども、前回3月17日のストック委員会で推計方法等が諮られ、部会でも了解を得たとあります。そもそもこの議論については、「国民経済計算調査会議」でも議論を重ねておりますので、フォーミュレーション等については、議論は尽くされていると思っております。

さりながら、推計方法の概略をもう一回復習してみたいと思います。

まず自社開発ソフトウェアについてですけれども、コスト積み上げで推計するというので、了解いただいているわけです。ただし、以前経済産業省にお願いをして、供給側（企業）に調査をかけて、自社開発ソフトウェアはどれぐらいかという調査を3年ほど連続して実施したことがあります。

ただ、その調査結果は計数の水準が低い、我々が想定しているよりも、かなり低い水準しか出てこないということで、やはりコスト積み上げでいこうということになったかと思えます。

コスト積み上げとは何かということですが、人件費、つまり労働力コストがまずコアになるでしょうということで、国勢調査、労働力調査を中心に、システムエンジニア、プログラマーの人数を確定するというのでございます。それに労働時間を勘案して、物量としての労働投入を測るということでございます。

ただ、一人当たりの実労働時間がなかなか観測値としては得られないということで、ソフトウェアの専門従事者が、どのくらいの時間を自社開発ソフトウェアの開発業務に費やしているのかというアンケート調査等も念頭に置いております。ただ、それはまだ実施しておりません。

次に、賃金が決まったところで、社会保険等も含めた労働コストを推計したいということでございます。産業連関表等に頼らざるを得ないのかなと思って、推計中でございます。最後に、非労働コストを推計するというのでございます。

その後、減耗パターンがどうなるか、耐用年数がどうなるかというのは、現在推計しております受注型のソフトウェア等を参考としたいということでございます。ただ、減耗については、試算的にやってみたところ、耐用年数を変えても成長率そのものには余り影響しないのかなと思っています。それよりも、デフレータの推計がかなり難しいと考えております。

なお作業ベースではございますけれども、現行の付加価値推計の中で分類体系をどうするか、これを統合的にということで、問題を抱えているところでございます。国勢調査等、過去に遡るにしたがって、かなり粗い分類ということで、現在のS N

Aの作業分類に合わせるといので、苦労をしているところでございます。

次に、育成資産でございますけれども、現在の在庫変動率方式という推計手法は、時系列にみても固定的にプラスの変動率で推移しているわけですが、在庫変動率をプラスのまま推計するというのは、ストックについてはずっと右肩上がりになるということでございます。この推計方法を見直して何らかのセカンドベストを考えようということで、野村先生を中心に、新しい推計方法を考えて推計中でございます。

今後の見通しでございますが、目下、ほとんどの計数を推計しつつあるわけですが、平成17年基準改定に間に合わせるといということでございますので、年内または年明け1月ごろまでには計数を固めて、委員会の方にまた御説明したいと考えております。

その後、コモ法、付加価値法に反映させるという手順になっております。

以上、二件について概略ですが、状況を説明させていただきました。

これまでの説明が足りなかったということで、特に育成資産について今一度別添の資料で触れたいと思います。まず68SNAから93SNAでは概念が変更されたということでございます。68SNAの再生産不可能有形資産が、93SNAでは生産の境界の中に入って生産資産として、仕掛品在庫として計上することになったということです。

例えば森林ですけど、林地という表章で表していましたが、すべてが生産資産の境界にあると判断して振り替えました。

先ほども言いましたが、在庫変動率方式というのは、産業連関表をもとに一定率の在庫変動率、産業連関表以降も延長年は固定しているわけですが、ほとんどプラスということで、ストックは常に増加するということになっております。9ページにグラフをつけています。

何品目かについては、既に推計しておりますけれども、ここでは牡蠣(カキ)の例を挙げています。実質在庫量ということで、現行の93SNAで取り入れたという在庫変動率方式でやった実質在庫量、ストックで見ると、右肩上がりです。どんどん増加していくという姿になっております。これに対して、RIMの方式によるものは、ほぼ横ばいで推移しているという結果になっております。現行の推計方法は過大推計ではないかということでございます。

そもそも産業連関表のフレームとして見た場合に、ちょっとおかしいのではないかと、5ページの図表を見ていただきたいと思います。現行のフレームでは例えば森林であると、森林の成長分と切り出したものを含めたものに対する在庫変動率を掛けるということで、自然成長率を出しているということです。「育成成長」と「木材」は別のアクティビティだということで、切り分けるべきだというのが右端でございます。

先に行かせていただきます。

R I Mの推計ということですが、一言で言うと、実際の出荷量から過去の生産量、在庫量を逆算して推計しようということでございます。式を入れております。式を見た方が早いかと思えます。成長から廃棄分を引いたものが生産とすると、それが将来的にどうなるかということ、全て出荷されるだろうということです。パラメータは全部足すと1だろうということです。

ただ、課題となるのは、直近までの推計を行うためには将来出荷を予測する必要があります。どう予測するというのが、課題かということでございます。

それから中段ごろに書いておりますけれど、セカンドベストとしてR I Mでやるということ、方向性が決まっているわけですが、他方、68 S N A時代に再生産不可能有形資産の推計では、それぞれ物量ベースで細かいデータをとっております。森林でありますと木種別、それからその木が何歳なのかというような物量データで面積を推計したということがありますので、そういう物量データで推計したストック量等のチェックというの、推計した後、測りたいなと思っております。

作業ベースの表をつけておまして、10ページからパラメータをいろいろ調べるというのが結構地道な作業でした。そこでパラメータの表をつけておまして、逐次見ると、何かおかしいじゃないかと感じられるところもあるかと思えます。

若干拾いますと、育成期間が1年以内のものがぱらぱらあるのではないかとということでございます。例えば種苗であると落葉果樹は、半年ではないかとか、真珠は6～8か月ぐらいのものがあるとか、板のりも秋にはもう収穫されるとかに思えます。しかし、品目全体でみたら平均的には育成期間は1年を超えるだろうということで、すべて12か月以上になるものとして推計の対象としております。

いずれにしても、計数がある程度推計したところで、今一度、御報告したいなと思っております。

以上です。

高木委員長 どうもありがとうございました。

それでは何か御質問がありましたら、よろしくお願いします。

宮川委員。

宮川委員 どうもありがとうございました。

ちょっとお伺いしたいのですが、今、御説明があった自社開発ソフトウェアと育成資産というのは、平成17年の基準改定に反映をされるということですね。

それはS N Aのストック編のところに出てくる形で反映されるのか。それとも、自社開発ソフトウェアは、民間企業資本ストック統計とかそういうところにも、反映されるのか。その辺がちょっと、よくわからないのですが。自社開発ソフトウェアだったら、マクロレベルでなく、産業レベルに落として反映されるとか、もう少し詳しく反映の仕方を教えていただくとありがたいのですが。

企画調査課研究専門職 まず、コモ法、付加価値法、つまり生産勘定の一番上流

の推計に係るということですので、全体系数字が、これによって影響を受けるということでございます。

ちなみに自社開発ソフトウェアの方は、産業別にコストを積み上げるということですので、それは付加価値法の推計に影響を与えます。産業ベースで組み込んでいただくということでございます。

野村委員 育成資産の部分ですが、基本的な出発点は成長分と育成中の資産、cultivated asset の成長分についてマーケットのトランザクションがない、取引がないということで直接的に換算できないということから、出発点が始まっているということで、まずその前提を改めて確認したいと思います。

その上で第1のアプローチは、物的にストックがわかるだろうと。何本木があるかとか、何頭牛がいるとか、そういう物的ストックから成長分を測っていったらどうだろうかというのが、伝統的に行われてきた姿だと思います。

それをしますと、私はまだ2005年の表を見ていないのですが、2000年表の、私の記憶では、その部分の例えば森林の成長分が出荷の4倍とかになっていまして、それによっては、国有林野など育林の部分で数千億円の営業余剰が出ているという形になってしまう。現実にはむしろ赤字なのです。

そういう形で成長分を物的ストックから推計すると、過大推計になる傾向がある。一方では、こちらの視点は少々複雑なのですが、非生産資産と生産資産を識別することがなかなか困難であるということも含めて、過大推計になる傾向がある。

そういう中で1つのチェックポイントといたしますが、1つの検証の対象としてこういうアプローチによってバランスをとりながら、実物の在庫ストックとしてこういうバランスをとらなければいけないことは、恒等的に満たされるべき関係として確実であるので、それについてチェックしたらどうだろうかということの検討であったと思うのです。

これをどう扱うかという部分で、難しいなと思うのですが、例えばOECDでもシュレイヤー氏がキャピタルマニュアルを書くときに、育成資産で、最後の最後の課題というか、ずっと後回しになっていまして、cultivated asset について何か書こうといったときに、私のほうでペーパーを書いていたよな？と尋ねられまして、それを渡して少し議論したことがあります。

それ自身を完全に採用するという話ではなく、ただ、どういうふうに対処したらいいかということや、あるいは潜在的にある問題というのはよくわかったと。けどどうやってやるのが難しいという形で、結論としては特に大きく取り扱うことはせずにマニュアル等ではぼやかして書いている。国際的なこの部分も対応もされていない。以前に少し調べまして、カナダ統計局のストック関係の人とも議論したのですが、カナダでもされていないのが現状だと思います。

そういう意味で、日本で今度されるときには、物的ストックのアプローチと並行



して両方を見ながら、相互にチェックするようなアプローチによって、恐らく確からしい数字を押さえていくということが重要であると思います。どちらかに偏るのではなく、そのようなハイブリッドなどといいますか、ちょっと曖昧なアプローチをとることがベストなのかなと思いますので、そういう形で、是非、お願いしたいと思います。

高木委員長 僕もこの最後の12ページに、とかMの計数が大事だというのだけど、これはどうやってはじくのだろうというのは、よくわからなかったのです。

たまたま内閣府がはじいた計数と野村委員がはじいた計数があるので、並べられるとチェックしたくなる習性がありますね。そうすると、「ほたてがい」とか「かき類」の廃棄率がかなり違うというのがわかりますね。そういう素材を多分与えてくれるんだと思いますけれど。

ただ、やはりよく慣れていないせいか、どうやってはじくのか、などということには気になります。これは感想です。

何かほかに御質問ございますか。

国民資産課長 先ほど宮川委員から、どうのようにストックの方が入ってくるのかという御質問があって、ちょっと半分くらい答えておいた方がいいかなという感じが残っている部分があるという感じがしましたので、お答えします。

先程のお話があった形で、フローの方でそういう推計になって、それはストックの方で受け入れていくと。その場合は、17年基準でそのところを入れるということになれば、当然それを受けて、17年基準改定のストック側でも、確かに受けて計上していくということになっていくというように考えております。以上です。

高木委員長 ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、引き続き、個別案件の検討について、事務局より御説明をお願いします。

国民資産課長 それでは、個別案件の後半の方でございます。

資料3-1と3-2を見ていただきたいと思います。

資料3-1では、表紙のところに「20土地改良」、「28非生産資産の償却」、「23固定資産の陳腐化と償却」、と並んでいますけれど、この土地改良に関しましては、前回、御議論をいただいた関係で、その御意見を、資料3-2横の資料ですけど、その表紙を1枚めくっていただきますと、図表1というのがあります。

ここにこの前の委員会で先生方から出た御意見、それとそこの会議の最後のところで、これ以外にも御意見とか御質問があれば出していただきたいということでお願いをしてありました。井出委員の方からメールでメモをいただき、宮川委員からもいただき、高木委員長の方からもいただいたということで、その分をこの表の中に入れました。

議論の出ている、必ずしもその項目でうまく整理はされていないかもしれませんが、そういう意見があったということで参考にさせていただきたいと考えます。

資料3 - 1の表紙をめくってもらった1ページ目、20 - 1ページにその辺をまとめてあります。1のところは、もともとの93SNA Rev. 1の課題の背景ということで、もともと93SNAでは土地改良を総固定資本形成として記録しているけれども、生産資産としての取得額を足していない。そういうことへの対応ということで、Rev. 1というか、2008SNAの方としては、マニュアルとしてはそれを2つに分けて土地改良分と非生産資産としての自然状態、またほぼ自然状態にある自然の土地、これに分けて提示すれば、他の財と同じような扱いが、土地改良分の蓄積ということで把握できるのではないかと。生産資産として把握ができるのではないかとということでの2008SNA(Rev. 1 20番項目への対応)の勧告になっているということです。

2のところでもストック委員会等での意見ということで、先ほどの資料3 - 2の一覧表、この一覧表の方もまとめ方が不十分だったりしますので、また後ほど補足説明等があったら各委員の方からお願いしたいと思います。そういう意見を大きく取りまとめるということからすると、大きな意見としては、「土地改良」と「自然の土地」への二分。これに関しては、そういう形で分けることが適当かどうか。我が国に適用する場合に、問題があるんじゃないかという御意見がかなりありました。

それから、趣旨は理解するとしても、実際にそういう計算をしようとしたときに、どういうふうにするのかとか、あるいは同じ土地なのに違いが出てくるといふ差をどう思うように考えるか、おかしいんじゃないかという御指摘等ありました。

具体的に土地改良分を推計するにはどういうことがあるのか。もともとの二分に関しての御意見の議論は、やっていかなければいけないけれども、推計上、そういうものがどういうように計算できていくのかということをとらえまして、そういう観点からも論点を20 - 1ページの下のところでも課題を示しています。課題にはそうしたものがあるだろうということで、これも必ずしも網羅的ではないのかもしれませんが、前回の議論等でも出ておりました所有権移転経費の問題に関して、1)のところでも触れました。

これはこの前の議論というか、2008SNAでは、所有権移転費用に関しましては、新たな取得者が保有する期間で償却することになるということになってきますので、その場合それを受けて、どういうことが課題になってくるのか考えたところ、aのところは保有期間が明確でない場合も多いのではないかと。それを3年経ったら、転売するというのであれば、3年間で移転費用が、例えば10万円かかったら3で割って3万円ということで計算していけばいいのだろうけれども、保有期間を別に意識していない、わからない場合もある。その場合は最長10年とかそういうものを決めなければ、計算できないかもしれない。わからなければ、そういうものは「なし」といふふうにするべきなのか、あるいはそういう個人の保有であれば、

平均寿命から割り出すような年数を設定するとか、いろいろ考えなければいけないかもしれない、というものです。

bの方ですけれど、ここの土地改良を生産資産として加算していくというときに、所有権移転費用も、そこに加算されていくだろうなというふうに考えるわけですが、ただ、所有者が変わる時には、その分は全部償却が終わっていないといけないということであれば、その時点ではもう移転費用分の加算分は全然ない形で考えるべきではないか。

そうした場合に、計算自体、そういうのを織り込んだらどういう式になるのか。ちょっと意識しておかなければいけないだろう、というものです。

次に、2)では、土地改良本体の減耗分に関して、これも土地改良分としての耐用年数をどのように考えるべきか。これをデータの的にどういうふうに把握するのかというのも、大きな課題だろうと思います。

3)キャピタルゲイン分の「自然の土地」と「土地改良」分、これをどのように分けるべきかについて、どのようにするのかという質問もありました。対応として、実務上の1つの方法ということで、資料3-2の4ページのところに図表2というのがあります。これはモデル的にというか設例として、数字を挙げて考えやすいようにアレンジしたものです。

この図の見方ですが、下の方に(1)「現行の土地 合計欄」というのがあります。太枠で囲ってありますけれども、ここの部分が現行の計数として把握している計数と見ていただきたいと思います。一番元のところというか左の列は、上の方を見ていただきますと、「19 暦年初期首残高」と書いてありまして、一番右側が「期末残高」という列になっています。

ここの太枠「(1) 現行の土地」の数字との関係ですが、これは全く設例的な加工でしかないのですけれども、ページを見ていただくと、ここに大きくと左の方にありまして、これは各年の数字が入っているところはの列で、名目・有形非生産資産の改良ということで、これ自体は現行の推計の中で、その土地の改良に相当する概念の数字を推計しているものです。細かいところはちょっと違いますけれども、それにほぼ見合う数字となっております。右側の方はそれを単純に累積している。本当はここで減価償却の分、減耗の分を控除すべきで、単純に足してはいけないものなのですけれども、仮に足した場合は、右側の累積という金額になる。これは単位100万円を入れていなくて申し訳ないのですが、全くの架空の数字ということではなくて、それを足していけば、下の方の19年末が一番下で72兆円、それから18年末が69兆円になるということで、これを設例では19年の期首相当としています。

その数字を先ほどの(1)の欄と(2)の欄で、行で言えば上の(2)の土地改良分に相当していきます。

手順的には現行の土地の太枠の数字が数字としてあって、それを土地改良分を引けば、(3)の自然の土地分が残差として求まるだろうということで、の列、の列のところそれぞれに関して、(3)の行の数字が出てくる。

その後、(3)の数字の続きが上の方に、点線の下に「今回の試算」ということで、(2)とか書いてありますけれど、その下に(4)とか(5)と書いてあります。その手順で推計仮計算を行いました。これでは、の欄にしましては、点線の下で x、(4)と書いてあります。4番目にここに行きますということで、それはの土地改良分のの欄にの数字を掛けたら、の389という数字になります。それは下の合計欄のは、合計欄の分のということで全体の期首の試算額に対する名目保有利得、これはキャピタルゲイン、キャピタルロスに相当する欄でございますけれども、その比率をとって、合計値の欄の比率ですけど、土地改良にも当てはめて、自然の土地もそんなに区別することもしなくていいだろうということで、同じ率を適用したものです。

次に、名目保有利得を中立保有利得のとに分けることになるが、ここも中立保有利得自体は、一般物価というか、GDPデフレーターを使って、このところは、ほかの財と同じように変更した場合、当該財の価格が動いた場合というところだけを、ここで分離するのですが、それもとの関係は、「自然の土地」も「土地改良」も同じものとみなしてもよろしいだろうということで、の比率を使いまして、の数字を推計して出して、も計算上出てくるので、今度はの数字も、ととを足せば出てくる。の数字も、からを引けば出るということで、計算上は、こういうふうになってきて、先ほどの名目、キャピタルゲインの求め方については、この計算で言えば、これは単位は10億円ですけど、3,800億円の土地改良分のキャピタルゲインと、自然の土地の6兆6,000億という数字で、それを足せば当初の現行の土地の推計値7兆円になるというような設例計算を行ってみました。ここでは計算しようと思えばできるのではないかとこのところを例示したつもりです。

また、縦資料の20-2ページに戻っていただきまして、4)で現実の土地価格を「土地改良」と「自然の土地」に分ける。これも先ほどのキャピタルゲイン以外の部分も、これで計算しようと思えばできるということです。

(5)のところは、現実の数字がもし計算されたときに、もともと自然の土地という部分は、過去にさかのぼれば多分0の金額だろうし、そうしたときにすべては「土地改良」になってしまうのかというような指摘関連部分です。金額のバランスはどういうものかというのも、また見ていかなければいけないということですけども、ここでの処理としては、周りの土地が値上がったたり、あるいは土地改良が行われたりすると、一緒に自然の部分も、キャピタルゲインという形で値上がりするというふうにも考えることもできるということからすると、ゼロと全てという形ではな

く、キャピタルゲイン分は自然の土地に入ってくる可能性があるというものをいかに表現していくのかというところが、課題と考えました。

あと、20 - 3 ページ以降は、前回の第 2 回委員会に出した資料で、先ほどの所有権移転費用の関係とかそういう関係もありますので、ここにそのまま出させてもらっています。

次に、若干土地を離れてページが飛んで恐縮ですが、20 の段落が終わって、その次に 28 - 1 というのがあります。簡単ですので説明だけは全部させていただきたいと思います。

28 - 1 ページというのが、縦の資料に出てきます。20 - 9 ページの後です。

この【項目：28】非生産資産の償却という部分に関しましては、93 S N A で無形非生産資産の償却の扱いに関して、「その他の資産量変動」に計上することになっているわけですけれども、携帯電話のライセンスに関する議論等が、Rev. 1 を検討する中等でありまして、その意識というのは、課題に関しましては、周辺環境が変わってくると、資産価値も落ちていくのではないかということが、28 - 1 の( 2 ) “ 国際会計基準との整合性 ” と書いてありますけれども、その会計基準のところ、その部分が意識されて変わっています。その会計基準自身は、28 - 2 ページのところを参考として載せてありまして、5 行目 から 、 までありますけれども、そこを見ていきますと、そういう周辺の「 競争相手または潜在的競争相手の予想される行動」ということで、そこに価値を低めるようなものが出てきたときには、影響が出てくるだろう。そういうこともあって、そこは別の考え方で処理すべきだろうという発想で、何かすべきではないかというというのが「 2 . 提言」の時点ではまだ検討するという形でありましたけれども、綱がけが薄くてちょっと見えにくいかもしれないけれども、2006 年 1 ~ 2 月、少し古いのですけれども、フランクフルトで開催されたキャンベラ のグループの会議で、当該課題を解決する適当な提案が、まだ出てこなかったもので、当面は従来どおりでいいんじゃないか、ということになりました。

課題としては今後も検討を続けるけれども、A E G に向けてこれへの対応を 2008 S N A に盛り込みなさいとは、申し入れないということで先延ばしされたということになっています。下の「 4 . 今後の対応」というところでも、日本の場合は従来どおり、93 S N A を受けて処理をこれまで 3 のところでしていますので、この対応としては特段の対応をとらなくてもいいのではないかということになってきます。Rev. 1 での検討項目、非金融資産関係で 20 何項目ありますけれども、そこから 1 つを落としていいんじゃないかということで、今、紹介しました。

項目 23 も同じようなことですが、28 - 3 の後に、23 - 1 「【項目：23】固定資産の陳腐化と減耗」というのがありまして、ここは、93 S N A で減耗に関しての扱いが少しはっきりしない部分がある。1 . 背景の下の方に「しかし」と書い

てありますけれども、そのこのところに「固定資産の価値の低下は、当該期間の平均価格で表記するが、その利用する価格については、一般価格水準に合わせるか、資産別にするかを明示していなかった。」が、これを明示すべきだという課題です。考え方としては、平均でいいのではないかというのと、資産別にやるべきという2つの考え方があったが、結論としては資産別にやるようにという提言になったということです。

説明のために、「4. J S N Aでの取り扱い」を書いています。ここで式に書いてありますけれども、この意味は、減価償却は期首のストック分に関しては、期中の平均価格を使い価額を計算しそこに償却率を掛ける。当期に投資した分、それは下の2行目ですけれど、当期に投資した分に関しては、通期として1/2に減価償却率を掛ける処理をしている。

このとき一見すると、期中平均と書いてあるから、このことをいっているのかなという感じにもとれてしまうんですけど、そうではなく、この式全体が財全体の平均なのか、あるいは財別にこういう計算をして出すべきなのかというのが、ここでの論点になっている。そこはJ S N Aの現在の取扱いは、大まかではありますけれども、財別にやっているということで、その提言2008のS N Aでは、個別財ごとにやりなさいという勧告は、わが国では既に導入しているので、ここも対応済みという処理にしたいということです。ここで紹介した2つのことで、対象から落としていいのではないかとということです。

一応20、28、23についての説明は、以上です。

高木委員長 どうもありがとうございました。

メインはとも20の土地改良のようです。それと併せて、28の非生産の償却、それから項目番号23の固定資本の陳腐化と償却の3つについて、御説明がありました。

それでは、皆様の方から御意見、特に今の説明の中で、土地改良について、ここにいらっしゃる委員の方及びこの委員会あるいは国民経済計算部会で、土地改良についての御意見がありましたので、それを事務局の方で整理されたというのが、資料3-2にあります。

これについて、もちろん、整理の仕方にもよるのですが、何かもっと言っておきたいという話から入りたいと思います。ですから資料3-2の土地改良関係から入りたいと思います。

どなたか、御意見ありますでしょうか。

野村委員 1点、資料の ページ目、図表1の私のところに、「概念・範囲」のところに、土地造成「(1)住宅の土地保全、土地造成は、生産資産として扱うことに賛成」と書いてありますが、これは少し誤解があります。

私がこのときS N A部会で話した話は、今ある土地造成の比較可能性の問題が議

論になりましたので、比較可能性としては、既に例えば住宅と一体化して土地を造成したり、あるいは道路と一体化して造成をしたり、そういうものはすべて土木としての資本形成の計数の中に入っているわけです。統計としては、一体として取得されるそれは、土地造成という独立した資産項目ではなくて、道路の建設であるとか住宅建設という形で体化されて入っているわけです。

では、何が土地造成として独立して計上されているかということ、細かい話ですが、都市整備公団が実際に土地造成だけをやったとか、そういうものだけが特掲されて入っているというような意味で入っています。

そういう意味でむしろ入れることが、国際的な比較可能性を減ずるのではなくて、入れることによって国際的な比較可能性、国によっていろいろ違うでしょうから、国際比較可能性を減ずることにはならない。むしろ入れるべきだと考えています。全体として私は、生産資産に土地改良を入れることには、賛成です。

一応その点を補足させていただきます。

高木委員長 ほかにどなたか。追加することはありませんか。

中村委員。

中村委員 図表の1ではないのですが、その次の図表2で計算の例をお示しいただいたわけですがけれども、基本的に、これは土地改良によるストックに関して、調整額は自然の土地の方の動きと、価格の動きは同じだという前提に立っておりますが、土地改良の評価は、かかった費用によるということでありますから、価格は、その費用を構成しているもろもろの項目の価格、それによって調整額は、計算されるべきものだと思います。

ですから、こういうふうに地価と同じ動きであると、こういう整理をするのであれば、そもそも土地改良を固定資産として分ける意味は、どこにあるかということになると思われます。

それから、資本取引のところ、(2)土地改良では2611という数字が入っているところでありましてけれども、ここについては、土地改良費と土地改良によってできたストックの固定資本減耗の差額が入るべきでありまして、今のこの計算によりますと、期首と期末の差額から調整額を差し引いているという。ですから、資本取引から調整額を差し引いているという、何か得体の知れないものになってしまっているということだと思ふんです。

その下の自然の土地に関する資本取引は、基本的に0であるべきだと思いますので、ちょっとこの計算には、幾つか問題があるという感じがいたしました。

高木委員長 ではその辺についていかがですか。

国民資産課長 最初の部分ですけれども、土地改良の現時点での積み上げというのを、ここで言えば(2)の欄のストックの額を、先ほどのようにして仮に計算したものであるところが、1つあります。

現行の土地は、面積に地価公示等の価格を乗じて求めていますので、その金額は現実の土地の価格、金額になっていると考えることができるとしますと、土地改良の分をどの時点から積み上げるのかというところと密接に関係するわけですが、平成2年から積み上げるとか、そういうことを決めれば計算できます。たしかその後の処理が少し荒っぽいのかもしれませんが、そこをもっとバランスよく同じように考えられるものと、あるいは考えてはいけないものを整理することになります。

先ほどの御指摘のように、ここは0じゃないかというところは、厳密に0にするとか、そういうところを丁寧に考えるべきですが、そこまではしていないところがあります。

それからまだ説明し残しているところでは、ページの図表2の欄外の右側のところですが、そういう土地改良分の減耗に相当する部分は、減額処理しなければいけないし、所有権移転費用の減耗の部分の処理もあるだろう。丁寧に見ればそういう処理があるのですが、ここでは、少し荒っぽいだけでも、粗削りながら計算するとすれば、材料の主要データとしてはこういうのがあるというところを紹介したかったものです。ちょっと言い訳っぽくなりますけれども、そういう話です。

先ほど御指摘の、ここは0のはずだというところは、そういう処理をして、もう少しちゃんとしたもの、次の機会にはそのようにしておきたいと考えます。

次に、資本取引の部分を差額で求めているというところで、次々に計算としては、の欄の数字を計算し、そこから調整額を引いて という部分に関しては、土地改良の業としてはそういう関係があってもいいのかなという感じはしますが、先ほどその下の自然の土地の部分、1369の数字をそのまま入れるべきではなかったということであれば、それは全額4,000が上に行くとか、そういうことは確かにもう少しきめ細かく作り直したいと思います。

高木委員長 私が言っているのは、これをきちんとやろうとすると、非常に大変なことになるわけです。ただ、考え方としてはわかるんですけども、土地改良を固定資産に含むということ、その考え方はわかるんですけども、ここまで苦労をして、きちんと分けるということに、実質的にどういう意味があるのか。非常に疑問に思わざるを得ないということです。

野村委員 私もこれはよく理解していないのですが、土地改良の部分のキャピタルゲインを、なぜ分化しなければいけないのかというのは、第1番目として意味がよくわからない。

第2番目は、先ほど申しましたように、実質上、土地造成として属しているものは、たまたまそういうふうな形で分離して把握ができたものであるという意味でいきますと、母数からはほど遠いと思われれます。その全体からの調整方法としてやるとした簡易法といいますか、その可能性があったら、恐らく私は基準時点みた



いなものがどこかに必要だと思うのですけれど、それはただ単にその時点の土地の価格に関しては、土地造成の価値を含んでいないという、どこかの時点が必要かもしれません。

ただ、計算としては、前時点の期末の土地のストックのものが換算されると。そこから若干今期に、今、実際土地造成のストックとして残っている部分を每期、每期少しずつ期末の資産の価値から、引いてあげる。

だから、基準時点から積み上げていく必要はなくて、逐次的に期末の土地のストックから、今はまだサバイブしている土地資産の改良の価値を除いてあげるという形だけで、調整が通常どおりできるのではないかと思います。

そうしますと、仮に土地の価値が、ざっくり言って1,000兆円と。では土地造成の価値がどのくらいあるかということ、数兆円ではないか。耐用年数をどれくらい見るかにもよりますけれども、10兆円くらいかもしれません。そうしますと、1%ぐらいの補正なのかもしませんが、その程度のもんです。

母数にはほど遠いという意味では、本当にやる必要があるのかなというのは、私も少し疑問に思います。

恐らくここに関しては、国際的にも、まだどういうふうに行っているか、はっきりしていない部分だと思うのですけれど、もう少し調査をして、具体的な現実的なフレームワークを検討されるべきかなと思います。

高木委員長 ほかに。井出委員。

井出委員 私も中村先生の御意見と全く同じです。結局、便益がわからないのに、何でここまで大変手間のかかることを実施し、正確でないものを出してどうなるのかよくわからないということです。

特に不動産の場合は、建物と土地を分離することすら至難の技で、鑑定士ですらできない仕事を、更に土地の改良分に分けるということは、本当にできるのでしょうか。

また、「土地の改良」という定義がよくわからないのですが、例えば地震とか土砂崩れで形状が変わった場合には、どちらにするのですか。土壌汚染の場合には、どちらにするのですかと、現場ではわからないことがたくさん出てきて、すごく曖昧な数字になってしまうのではないかと思います。

それと所有権の移転登記など、特にマンションの場合、建物と土地は分離できないですね。土地だけの移転費用を、また更に分けて入れるということ、もうほとんど何をやっているのかわからない状態になってしまいます。

一番わからないのは再開発の部分で、土地造成はこれからすごく減っていくと思います。再開発が中心になったときに、再開発の場合は土地改良分はどのくらいあるのか。多分ほとんど0ということになるのではないのでしょうか。今後ほとんど0に近い数字が増えていくときに、過去に遡って何をするのかというのが、よくわか

らないというところです。

所有権移転登記の費用ですが、関連として分離できない場合には含めなさいみたい書いてありますが、むしろ私は、所有権の移転の費用というものがどれだけ調整費用としてマクロ的に大きいのか。これは不動産市場を考えたときにすごく大きな課題だと思います。

ほかの部分に関しては、今回、別途出されるということで、それはすごく画期的なことだと思います。しかし、土地に関しては旧態依然として、どこかに含まれてしまって、とにかく転売さえ繰り返せば、数が増えていくみたいな、すごく不思議な形になってしまうので、むしろ不動産の移転費用を出していただきたいというふうに、私自身は思います。意見です。

高木委員長 何かお答えすることはありますか。

国民資産課長 ここで、野村先生の御指摘のあったところの一部ですけれども、キャピタルゲインは、自然の土地に同じように出すのかという御指摘の部分に関しては、現実に先ほど言いましたように、面積×単価で土地の金額が決まってくる。

そういったときにその一部は確かにわずかかもしれないけれども、土地改良の分はあるにしても、残りの大半はそれ以外の分に相当します。累積とか何かいったときには、かなり変わってくるのかもしれませんが、現実に土地の評価額の部分だけ見たときに、それを両方から、両方の土地に関して、周りの交通の便がよくなったとか、そういうことで地価が上がる。そういう部分はキャピタルゲイン、キャピタルロスの項目で処理していいのではないかとということで、両方ともそれは「自然の土地」には出さなくていいのかなと考えて、単純というか、その部分を意識して考えたというところなのだと思います。

そこはもう少し整理するところなのか、そういう御意見とかそういうものを踏まえながら、また修正していきたいと思います。

高木委員長 では、私は資料3-2です。何か、メモをつけたんですが、に書きましたように、皆さんもそうなんですが、どこをベースイヤーとするかという話です。それによって「自然の土地」は具体的に何を指すのかというのはなかなか難しいんですが、S E E Aの土地を使えというふうに、ここでは書かれていますけれども、いずれにしろ「自然の土地」の概念が時間によって変動します。だから基準が必要だということが、1つあると思います。

それから、土地改良ですから、生産資産の一部として含むので、それは減耗していくわけです。仮に原野を自然の土地として、それに宅地造成を行ったとすると、そこでは土地改良を含んでいますが、そうすると宅地造成後の住宅地と、もともと住宅地としてあったものと、多分評価が経年的に変わってくるはずなのですが、そんなばかなことが起るかというふうなのが、あります。

としては、そもそも償却期間を土地の場合はどうするのかということですが、そもそも償却期間を土地の場合どうするのかということですね。これは土地改良だから償却期間が出てくるわけですが、まさか建物と同一というわけにもいかないでしょうし、この辺はいろいろ苦労するのではないかと思います。

ただ、内閣府の先ほどの推計では、苦労はするけれど、やろうと思えばできるというお話かと思えます。

むしろ問題はあるんですが、の68SNAの考え方では不十分だというんで、93SNAとかあるいはRev.1、08SNAが出てくるのはよくわかるんですが、68SNAでは土地の開発、改良のための支出は資本形成の一部として計上される。しかし、このような土地改良は、土地の価格に含まれるようになる。それゆえこのような土地改良は、それがなされた会計期間経過後は、土地の概念に含めるのが望ましい。

経年的にやらないで、1回だけやれということですね。これはこれで非常にわかり易いと思うのです。ただ、これが不十分だというのが、どうも93SNAの人たちや、08SNAの人たちの意見なのだろうと思えます。

ただ、として土地改良と構築物の関係なのですが、AEGの提言というのは、10.78にありますように、当該土地にとって不可欠な整地や等高線等に沿っての整備とか、あといろいろなものが続いて、そういうような活動は、土地改良をもたらすものとして扱われるべきであるというふうに、新たに土地にとって不可欠な整備です。そういうものについては、土地改良としろというのが、AEGの提言です。

他方、93SNAが生きているのかどうかよくわからないのですが、建設のための整地と用地の準備、整備か、すなわち従来、生産に使用された整地もまた土地改良としてではなく、建物または他の構築物における総固定資本形成の不可欠な部分として扱われるということで、用途替えしたときは、それは、93SNAの定義によると、資本形成になってしまうのです。

そうすると建物によってどこにオンされていくかということが必要になるので、土地改良とするかどうかというのは、構築物にも依存するので、その辺の基準が新たに必要になるのではないかと思います。このメモをつくったときの印象です。

これについて何か、事務局の方で御意見はありますか。

国民資産課長 委員長の方で、過去の経緯という形で整理をしてくださったのは、非常にこちらとしても助かります。

こちらとしましても、経緯の中で課題が何であって、こういう課題に関して結論というか対応策が出される。もともとのそういう課題に関してのとらえ方自体に、日本の場合、それはこうだと、違うのではないかと思います。御議論いただけたらというふうに思います。

高木委員長 土地改良について、基本的に日本が対応するかどうかという、そこがポイントですね。

今までの御意見を聞くと、検討した結果、いろいろ問題点があるということまでは、指摘されています。

ですから一応試算もしたけれども、そういうことも含めて、今までの意見ですと、導入するのは、ちょっと時期尚早であるというふうに結論づけてよろしいでしょうか。

野村委員 委員長が書かれている 番目の理解ですが、例えば 70 年代に、原野を宅地造成したと。それで宅地造成後の住宅が例えばもう 30 何年経つので、減価償却し切っていますと。しかしそれ以前からあった住宅地みたいなものと、時価を見たら同じぐらいであると。ただ、70 年代に取得したものはほぼ償却し切っているので、その土地造成の費用の分だけ、national accounts 上、地価が安く見積もられる。そういうことがあったら不合理であるということだろうと思います。

私もそう思いますので、先ほど申しましたように、今ある期末の土地のストック額、評価額から土地造成分だけを仮に除くというような処理だけで、基本的にはこの 68 S N A の 番目との折衷案みたいなものを、フローとしては総固定資本形成として計上をしていきたいと思います。

土地のストック額としては、先ほどのような不合理があっただけなので、今ある地価から若干補正をするとしたら、土地造成分の費用の分だけ除いてあげるという補正だけにとどめるということが、現実的な落としどころの 1 つではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

高木委員長 どうでしょうか。そういうような形で、今の意見は 1 つの意見ですけど、そういう形で、この土地改良については、積極的に取り入れるという方向よりも、むしろそういういろいろな懸念があるということで、今回は先ほど出たいろいろな意見から、どれか選択してつくられたらいかがでしょうか。

それでよろしいですか。

国民資産課長 あと宮川委員からも御指摘があった話で、ほかの国でどうしようとしているかなど、そこも集められれば集めたいと思います。

高木委員長 はい。

野村委員 私の感じでは、総固定資本形成として入れて、土地造成のストックはストックとして計上するところまでは、08 S N A のリコメンデーションに従うべきだと思います。ただ、土地の調整は、ある程度で現実的な調整程度で納めておくべきだと思います。

高木委員長 はい。時間があと 5 分しかないので、この議論はここで打ち切らせていただきます。

それでは、参考資料があります。そこにストック編に関する遡及推計結果というのがありますので、これについて御説明をお願いします。

国民資産課長 議題としては「その他」に入るとは思いますけれども、参考資料に関

しまして説明をしたいと思います。

この参考資料は、80年に遡及した12年基準の計数ということで7月8日に公表されました。その前に実は2月の時点で、2月13日だったのですが、19確の数字を計数として平成8年から平成19年まで出しておりまして、その数字がこの系列で改定されたということになります。

ただ、フローの数字に関しましては、19確で出した8年から19年は変わらないわけなんですけれど、ストックに関しましては、特に有形固定資産の部分に関しまして、過去の数字が変わり、そのストックが変わり、そこに更に投資分が変わってそれが加算されるという式になりますので、その平成8年から19年に関しましても、計数が変わってきております。

ページですけれど、これは総資産、総負債、それから正味資産、全体でいえば国富ですけれども、その数字に関しまして最近の19年確でどれくらい変わったかという部分に関しましては、今回の方が総資産で7.4兆円の減額ということになりますけれども、その額のほとんどは有形固定資産の分になるということ。ここで言えば、非金融資産の数字になっておりまして、そういう改定額になります。

ただ、過去の方を見ていきますと、この金額も例えば平成8年では40兆円減額になったり、昭和63年(1988年)ごろには160兆円の減額になったりなど、そこだけ見るとわからない部分で大きな改定が出ていることは出ています。その部分は、主として金融資産のところ、従来7年基準の80年遡及のときに、日銀の方で出しているF O Fを、直接はまだできていなかったので使えなかったというところがあります。それが大きな原因になりました。

最近の時点では、ほとんどそういう意味で、7兆円ぐらいの改定ですので、元々が何千兆のレベルですので、そんなに影響はないといえます。

あと、土地等に関しましても、若干そういう変更が出ていますけれど、これは平成7年以前の数字が変わっている。8年以降は変わっていないということで、土地と株式もそういうことです。これは20兆円、30兆円の単位で変わっている程度でございます。

以上簡単ですが、報告を終わります。

高木委員長 どうもありがとうございました。

引き続き、企画調査課長の方から。

企画調査課長 今後の体制でございますが、統計法の規定に即しまして、この9月で計委員会の現委員の任期が切れることになります。現体制では、本日が最後の会議になります。どうもありがとうございました。

今後につきましては、10月以降の統計委員会の新体制の下、国民経済計算部会において、これまでのこちらの本専門委員会の議論の結果も報告される予定でございます。

これを踏まえまして、更に議論が深められていくものと考えます。

以上でございます。

高木委員長 どうもありがとうございました。

もう 12 時を回ったんですが、何か御意見がございましたら、事務局の方へ何なりと御連絡いただければと思っております。

今、企画調査課長からお話がありましたように、一応 9 月で統計委員会の、形の上では現委員の任期切れということで、次回から新しい形になります。

今日はこれで終了させていただきます。

長時間、どうもありがとうございました。

以 上